

名古屋市建築協定連絡協議会 協定ニュースレター

平成 31 年 4 月 26 日発行：第 47 号

平成 30 年度 名古屋市建築協定連絡協議会 「全地区委員長会議」を開催

平成 31 年 3 月 27 日に、市役所西庁舎第 10 会議室において『全地区委員長会議』を開催し、全 43 地区のうち、20 地区 24 名の出席がありました。

今回は、『後継者問題』をテーマとし、グループに分かれて話し合いました。

ディスカッションの進め方は、昨年度と一昨年度の全地区委員長会議で出た意見を参考に、各個人が「ふせん」を使って意見を出し合い、その内容について各グループで議論したり、まとめたりする方法で行いました。

以下に、各グループの発表内容の概要についてご紹介します。

●●● テーマ 『 後継者問題 』 ～ 各グループの発表から ～ ●●●

◆◆◇ Aグループ ◇◆◆

- 自治会との連携から、建築協定運営委員の交代制のルール付けが必要。
- 自治会と建築協定は連携するが独立。特に会計は独立させ、会計報告をきちんと行うことが必要。
- 建築協定運営委員の交代制のルールや会計報告について、文書化するなど明確にしておかないといけない。
- 建築協定運営委員会の重みづけが必要。
- 建築協定更新のための実務について勉強会を行う必要がある。



◆◆◇ Bグループ ◇◆◆

- 自治会との連携を強化する。
- 建築協定運営委員会に自治会長または副会長が入ることを委員会規則に盛り込み、自治会で了解を取ることが大事。
- 自治会会議に参加し、建築協定の現状をアピールして協力を求める。
- 行政の方や建築業を職にされている方に粘り強くお願いし建築協定運営委員会に入ってもらおう。若手の方を見つけ出し、説得していくのが大事。

◆◆◇ Cグループ ◇◆◆

- 自治会役員と建築協定運営委員をほぼ同じとする。
- 2年ごとに役員を交代する。
- 高齢化が進んでいるため、代替わりしたときにうまく継続していけるか心配。
- 建築協定更新の際に、建築協定のアピールポイントとなる制限内容を入れる。
- 回覧板を利用して建築協定運営委員会からの広報を行う。
- 建築業を職にされている方が建築協定運営委員会に入っている。



◆◆◇ Dグループ ◇◆◆

- Dグループ参加の5地区中、3地区が協定地区と自治会が同じ区域、2地区が異なる区域だった。
- 建築協定を自治会単位で運営していくことは問題回避の一つである。
- 自治会の区域と建築協定地区の範囲が異なっている地区では問題が出る。
- 協定地区発足から時間が経つと、協定を締結していることの有効さが理解しにくくなるのではないかと懸念がある。

- 協定地区のあり方を住民相互で話し合う必要がある。

◆◆◇ アンケートより ◇◆◆

会議後に記入していただいたアンケートでは、「ふせんを使ったディスカッションは議論に効果的でしたか」という問いには「効果的」が67%で、目で確認できるとの感想がありました。また、「協定運営の参考に出来そうですか」という問いには「参考に出来そう」が67%で、自治会との連携を図っていくとの感想がありました。

●●● お知らせ ●●●

平成31年度名古屋市建築協定連絡協議会「総会」を下記のとおり予定しております。
第二部は、一般公開の講演会となっています。皆様お誘い合わせの上、是非、ご参加ください。
(第二部に参加希望の方は、5月17日(金)までに問い合わせ先へお申し込みください。)

日 時：令和元年5月18日(土)

第一部：各建築協定地区の代表者による会議(13:00~13:50)

第二部：一般公開による講演会(14:00~15:50)

「成熟した住宅地の緑の持続的な管理—緑地協定の運用と更新の課題」

講師：元三重大学教授 浦山 益郎 氏

場 所：アイリス愛知(名古屋市中区丸の内2-5-10)

【問い合わせ先】 名古屋市住宅都市局建築指導課 (TEL: 972-2918)